

固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の**保有するすべての設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税**を、売上の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とする。
※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が**前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除**する。

<減免対象> ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	 2分の1
50%以上減少	 全額